

本部等設置基準（R8.5.28～ 気象庁新情報の運用開始以降）

災害\体制区分		警戒1号	警戒2号	災害警戒本部準備	災害警戒本部	災害対策本部		
						第1配備体制	第2配備体制	第3配備体制
地震		・震度4 ・南海トラフ臨時情報 (調査中)	—	—	・震度5弱 ・南海トラフ臨時情報 (巨大地震注意・ 巨大地震警戒)	—	震度5強	・震度6弱以上 ・長周期地震動 階級4以上
警戒レベル	警戒レベルによる 避難情報等		高齢者等避難	高齢者等避難	避難指示	局地的な災害が発生した 場合、またはそのおそれ があるとき	広範囲な災害が発生した 場合、またはそのおそれ があるとき	緊急安全確保 市全域で甚大な災害が発生した 場合、またはそのおそれ があるとき
	河川氾濫 <small>洪水予報河川の氾濫</small>	・レベル2氾濫注意報	・レベル3氾濫警報		・レベル4氾濫危険警報			・レベル5氾濫特別警報
	大雨 <small>低地の浸水や 洪水予報河川以外の氾濫</small>	・レベル2大雨注意報	・レベル3大雨警報		・レベル4大雨危険警報			・レベル5大雨特別警報
	土砂災害 <small>急傾斜地のがけ崩れや土石流</small>	・レベル2土砂災害注意報		・レベル3土砂災害警報	・レベル4土砂災害危険警報			・レベル5土砂災害特別警報
相当情報 以外 警戒レベル	特別警報・警報		・暴風警報					・暴風特別警報
			・暴風雪警報					・暴風雪特別警報
		・大雪警報						・大雪特別警報
その他の配備 体制要件		危機管理監が必要 と認めた場合	危機管理監が必要 と認めた場合	危機管理監が必要 と認めた場合	副市長が必要 と認めた場合	市長が必要 と認めた場合	市長が必要 と認めた場合	市長が必要 と認めた場合
事務局		自宅待機（地震のときのみ、 危機・防災対策課職員参集）	危機・防災対策課員参集	危機・防災対策課員 (兼務職員含む) 参集 情報班(1/2参集)※注1	危機・防災対策課員 (兼務職員含む) 参集 情報班(1/2参集)※注1	事務局員参集	事務局員参集	事務局員参集
災害対策 復旧活動連絡員		—	—	自宅待機	自宅待機	各部局1名参集（計10名）	全復旧活動連絡員参集	全復旧活動連絡員参集
避難所担当員		—	—	担当する避難所開設時参集	担当する避難所開設時参集	担当する避難所開設時参集	担当する避難所開設時参集	担当する避難所に参集
災害対策救助隊		—	—	本部隊参集	本部隊参集	3班体制で参集	全隊員参集	全隊員参集
保健福祉支援班		—	—	3班体制で参集	3班体制で参集	3班体制で参集	3班体制で参集	3班体制で参集
初動支所班員		—	各支所1名参集※注2	各支所1名参集※注2	各支所1名参集※注2	各支所1名参集	全支所班員参集	全支所班員参集
職員体制		警戒1号体制職員参集	警戒2号体制職員参集	警戒2号体制職員参集	警戒2号体制職員参集	警戒2号体制に準ずる ※必要に応じ1/5程度参集	職員の1/2程度参集	全職員参集

備考：状況に応じ、全ての体制で追加召集することができる。

※レベル1については早期注意情報であるため参集の基準としない。

注1・・・災害警戒本部体制時の情報班については、2班体制

A班【総務部、市民部、健康福祉部、企業局、教育委員会】

B班【政策調整部、こども未来部、産業観光部、都市計画部、建設部、環境部】

注2・・・風水害時においては気象庁が発表する津都市北部・南部の区分に従い、該当支所を参集対象とする。

《内規》

◇災害警戒本部準備	…	レベル3土砂災害警報は、避難指示が伴う レベル4土砂災害危険警報に移行することを前提 に発表されることから、（レベル3氾濫警報及びレベル3大雨警報はレベル4の発表を前提としていない）災害警戒本部体制への移行を速やかに実施するための体制
◇災害警戒本部	…	大規模に及ぶおそれのある災害の発生を警戒するとともに、速やかに災害対策本部に移行し得るよう準備を行なうために設置するもので、災害対策本部を設置するまでもない場合に設置するもの
・副市長が必要と認めた場合	⇒	下記の状況時、市長と協議の上、設置を判断する。 <ul style="list-style-type: none">・気象庁が発表する台風情報で、24時間以内に予報円の中心が大津市域を通過すると予測される時・24時間積算降雨量が300mmを超える見込みがあるとき・気象防災速報（記録的短時間大雨等）情報が発表されたとき
◇災害対策本部	…	大規模に及ぶおそれのある災害に対処するために設置するもの
・局地的な災害	⇒	建物浸水被害が概ね150戸発生したとき、またその恐れがあるとき（大津市南部災害を指標）
・広範囲な災害	⇒	被災者生活再建支援法の対象となるもの
・甚大な災害	⇒	災害救助法の対象となるもの
・市長が必要と認めた場合	⇒	人的被害（死者・負傷者の状況）、建物被害（倒壊・損壊状況・浸水状況等）、道路状況（道路障害・橋梁状況等）、河川状況、ライフライン状況（電気・ガス・上下水道の状況）、山間部の孤立化等の「実把握情報」・「疑い及び予測情報」を総合的に分析し、設置を判断する。
◇初動支所班員	⇒	警戒2号体制、災害警戒本部準備、災害警戒本部体制、災害対策本部体制（第1配備）にあっては、局地的に災害が発生又は災害発生が確実に予測されるときに配備。災害が発生した学区またはその恐れがある学区を含む周囲の支所に配備する。災害対策本部体制（第2配備、第3配備）あっては全支所。その他、事態の状況に応じて配備する。